

公文書開示請求書

北海道知事 様

※ 太枠の欄を記入してください。

請求年月日	令和04年04月15日		
住所 (法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地)	〒048-1326 北海道磯谷郡蘭越町富岡1035-3		
氏名 (法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名)	野村一也		
連絡先	webpbi@gmail.com	電話番号	090-4836-4467

北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の 名称又は内容	2016年に行われた旧チセヌプリスキー場の賃借権譲渡において、北海道 森林局と環境局が関わったすべての文書 <請求の背景> 2016(H28)年10月28日、蘭越町は、旧チセヌプリスキー場の施設所有権 と、北海道が所有する敷地の賃借権を、民間企業に売買した。 同日、土地の賃借権については、北海道を含む4社間で「契約者の地位 の承継に関する契約書」が締結された。 蘭越町は、公園事業者として、スキー場事業を執行(運営)していた。 JRTは、公園事業者としての届出をすることなく、16-17シーズンに雪上車 によるスキー場運営を開始した。 JRTが行っている終日全山貸切り型のスキー場運営は、蘭越町への公募
2 開示の区分 (希望する開示方法の番号を○ 印で囲んでください。)	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 閲覧又は視聴 (後志振興局) <input type="checkbox"/> (2) 写しの交付 (・)

※ 次の3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。

3 請求に係る公文書の開示 が公益上必要がある理由	犯罪を告発するため
------------------------------	-----------

※ 次の4から6までの欄は、記入しないでください。

4 受付年月日	
5 担当部課等	部 課 電話 (内線)
6 備考	

注 1 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあつては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあつては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
2 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあつては、その方法によることもできますので、希望するときは、具体的に2の欄の()内に記入してください。

公文書開示請求書の「1 請求に係る公文書の名称または内容」欄に入力されたものの、PDF に表示されていない内容の全文（末尾に消失あり）

2016 年に行われた旧チセヌプリスキー場の賃借権譲渡において、北海道森林局と環境局が関わったすべての文書

<請求の背景>

2016(H28)年 10 月 28 日、蘭越町は、旧チセヌプリスキー場の施設所有権と、北海道が所有する敷地の賃借権を、民間企業に売買した。

同日、土地の賃借権については、北海道を含む 4 社間で「契約者の地位の承継に関する契約書」が締結された。

蘭越町は、公園事業者として、スキー場事業を執行（運営）していた。

JRT は、公園事業者としての届出をすることなく、16-17 シーズンに雪上車によるスキー場運営を開始した。

JRT が行っている終日全山貸切り型のスキー場運営は、蘭越町への公募提案とは異なる。

蘭越町は、JRT が公募提案と異なるスキー場を運営することを問題視していない。

JTR は、森林室の求めに対し、蘭越町を経由し、「チセヌプリスキー場コースセパレート予定図」を後志振興局森林室に提出し、スキー場の主な商品は初心者レッスンであり、コース内には 5 人のスクール生に対し 1 名のインストラクターが必ず同行することによって安全を確保し、雪上車の走行ルートはコースセパレートを行い、コースの一番端を走行することを、文書で通知した。

JRT は、初心者レッスンを広告/実施した形跡はなく、雪上車のコースセパレートは行われていない。それどころか、雪上車の走行しないコースをも「雪上車に危険」とスロープから登山者を完全に排除している。

<自然公園法上の扱いについて>

1. 蘭越町は自然公園法第 13 条に基づく事業の休廃止の届出を行った。
2. 北海道生物多様性保全課自然公園グループ主査(公園保全) 大宮久俊は、環境省に対し、「リフトであるか、雪上車であるかを問わず、一般の人を対象として営業する以上、公園事業として認可することが適当」との考えを示しながら、観光省に見解を求めた。
3. 問合せを受けた環境省自然環境局国立公園課浜一朗専門官は、「ゲレンデのように索道でなく雪上車で利用者を輸送するタイプのスキー場に対して、自然公園法のスキー場事業として認可することは困難」という検討結果を email で回答した。
4. 北海道は、スキー場として認可を不要とし、事実上、自然公園法でのスキー場事業ではないままでスキー場運営を容認した。

<請求する文書>

蘭越町と民間事業者間の、旧チセヌプリスキー場の施設と賃借権譲渡において、北海道の森林局および環境局が関わったすべての文書。

ただし、なお、起案書・議事録・来庁舎対応・記電話受信・発信報告書ほか、すべての記録文書をもれなく開示することを求める。

また、2016(H28)年 7 月に蘭越町が森林室管理課大島主幹に提出済みの<蘭越町チセヌプリスキー場権利承継に係る確認、事項:(有) JRT トレー